

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ FAX 444-0815

### 児童扶養手当制度をご存じですか

この手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給しています。

手当を受けることができる人は、

- ・児童を監護している母親
- ・児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父親
- ・父母にかわって児童を養育している人

で、監護または養育する児童が次の支給要件①～⑨のいずれかに該当する方です。

- 支給要件**
- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
  - ② 父または母が死亡した児童
  - ③ 父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害の状態にある児童
  - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 未婚の母の児童
  - ⑨ その他、生まれたときの事情が不明である児童
- 児童扶養手当を受けるためには子育て支援課に申請をしてください。
- 子育て支援課**  
☎ 443-1693

### 第35回八街市民ゴルフ大会を開催

**時** 5月30日(水)  
**場** 新千葉カントリー倶楽部  
(つくもコース)

**対** 中学生以上の市内在住・在勤・在学者

※プロ資格を有する方は参加できません。

※中学・高校生は学校長の許可書と中学生は保護者の同意書も必要です。

**定** 180人(申込順)  
**費** 3000円

中学・高校生 1000円  
※プレー代・昼食代などは自己負担となります。

**申** 費用を添えて、スポーツ振興課に申し込み。  
**申** 4月1日(日)～22日(日)  
**開** スポーツ振興課  
☎ 443-1465



### ひとり親家庭等医療費等助成制度とは

この制度は、次の助成要件に該当する方で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している父または母、もしくは、父母にかわって児童の扶養をしている方に對して医療費などの一部を助成する制度です。

対象となる児童や児童を養育している方が、医療機関を受診した際などに負担する医療費、調剤費および診療・調剤報酬証明手数料の一部を助成します。

**助成要件**

- ・離婚した、または配偶者と死別した方で、現在も婚姻をしていない方
- ・配偶者の生死が引き続き1年以上明らかでない方
- ・配偶者から引き続き1年以上配属者から引き続き1年以上

**子育て支援課**  
☎ 443-1693

### 第49回春の市民ハイキング参加者を募集

**時** 5月27日(日)  
**場** 宝篋山(ほうきょうさん)  
(茨城県つくば市)

**内** 一般登山道を歩く登山初心者コース

**対** 中学生以上の市内在住・在勤者で健康で体力に自信のある方

※中学生は保護者同伴です。

**定** 62人(申込順)  
**費** 1人3800円

費用を添えて、スポーツ振興課に申し込み。

※1人で2人分まで申し込みできます。

**申** 費用を添えて、スポーツ振興課に申し込み。  
**申** 4月14日(土)～5月13日(日)  
**開** スポーツ振興課  
☎ 443-1465



### 4月から児童扶養手当などの額が改定されます

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制がとられています。

前年の全国消費者物価指数が対前年比0.5%上昇し、その結果、平成30年4月分以降の児童扶養手当などが0.5%の引き上げとなります。

各種手当額の改定は次のとおりです。( )内は前年度支給額との差額です。

**児童扶養手当(月額)**  
〈本体額〉  
全部支給 42500円(+210円)  
一部支給 42490円(+210円)  
〈第2子加算額〉  
全部支給 10040円(+50円)  
一部支給 10030円(+50円)

**特別児童扶養手当(月額)**  
特別児童扶養手当(1級) 51700円(+250円)  
特別児童扶養手当(2級) 34430円(+160円)  
特別障害者手当 26940円(+130円)  
障害児福祉手当 14650円(+70円)  
福祉手当(経過措置分) 14650円(+70円)

**子育て支援課**  
☎ 443-1693

### スポーツプラザ・スポーツ振興課は臨時休場します

スポーツ振興課・スポーツプラザは外灯工事に伴う停電のため臨時休場となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**臨時休場日**  
4月17日(火)

※全場停電のため、電話・FAXともに繋がらなくなります。

**子育て支援課**  
☎ 443-8003

